

# 放課後デイ利用の中1溺死事故 業過致死罪の支援管理責任者に有罪判決、大阪地裁

12/23(月) 14:34 配信  2   

 産経新聞



施設運営職員の有罪判決を受け、取材に応じる遺族ら＝23日、大阪市北区（西山瑞穂撮影）

放課後等デイサービス施設の利用者の送迎時に安全管理を怠り、行方不明となった中学1年生を川で溺死させたとして、業務上過失致死罪などに問われた、当時の支援管理責任者、宇津雅美被告（66）の判決公判が23日、大阪地裁で開かれ、中井太郎裁判官は懲役1年10月、執行猶予4年（求刑懲役1年10月）を言い渡した。

判決によると、被告は大阪府吹田市の「アルプスの森」で支援計画の立案を担当。自閉症などがある清水悠生（はるき）さん＝当時（13）＝には衝動的に飛び出す特性があ

ったため、安全対策を講じて現場職員に指導する義務があったがこれを怠り、令和4年12月9日に溺死させた。

中井裁判官は判決理由で「危機意識に欠けた対応で過失は重大」と指弾。ほかにも別の利用者の1人に6件の暴行を行った罪も認定したが、施設が閉鎖され社会的制裁を受けたことなどを踏まえ、執行猶予付き判決を選択した。